

第7章 職員の福祉

地方公務員法第42条では、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定しています。また、「職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならない。」としています。

職員に対する福利厚生事業は、職員が健康でいきいきと働けるような職場の環境をつくることによって、個々の職員の職務効率を高め、区民サービスの向上を図るためのものです。

また、福利厚生事業の内容・実施方法については、区民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施しなければなりません。

この章では、職員の相互救済や互助・親睦を目的とした制度のあらまし、職員の健康管理や安全衛生体制の状況、その他職員の福利厚生事業について、現状を報告します。

1 福利厚生

(1) 福利厚生制度のあらまし

東京都職員共済組合・特別区職員互助組合・大田区職員文化会の制度のあらまし

	東京都職員共済組合	特別区職員互助組合	大田区職員文化会
組織の概要	東京都及び特別区に勤務する職員によって構成されています。	特別区及び特別区の一部事務組合等に勤務する職員によって構成されています。	大田区に勤務する職員によって構成されています。
事業のあらまし	① 短期給付事業 (職員及び家族の病気やけがの健康保険に相当する給付) ② 長期給付事業 (退職年金等の給付) ③ 福祉事業 (人間ドック等の保健事業、宿泊保養施設等の元気回復事業)	① 生命保険、傷害保険及び年金保険等の団体保険事業 ② レジャー施設等の割引利用 ③ 生涯生活設計(ライフプラン)を支援するための事業	① 結婚祝金、出産祝金及び傷病見舞金等の給付事業 ② 公務員賠償責任保険 ③ 文化会提携ローン(中央労働金庫蒲田支店) ④ カフェテリアプラン事業(選択型福利厚生制度) ⑤ 文化祭・スポーツ大会等行事の開催 ⑥ 職員サークルへの助成
組合費等の負担比率	(組合員) : (区) 1 : 約1.3		(会員) : (区) 1 : 1
事業者(区)負担金(予算額)	5,783,749,000円		43,420,000円

(令和4年4月1日現在)

ポイント

大田区に勤務するほとんどの職員は、東京都職員共済組合及び特別区職員互助組合に加入するとともに、大田区職員文化会に加入しています。

東京都職員共済組合は、おもに健康保険及び年金に係る事業を行っています。特別区職員互助組合は、特別区等の職員の福利厚生事業を行っています。大田区職員文化会は、大田区の職員の福利厚生事業を行っています。

特別区職員互助組合では、スケールメリットを最大限に活用するとともに、簡素で公平、効率的な事業運営を行っています。

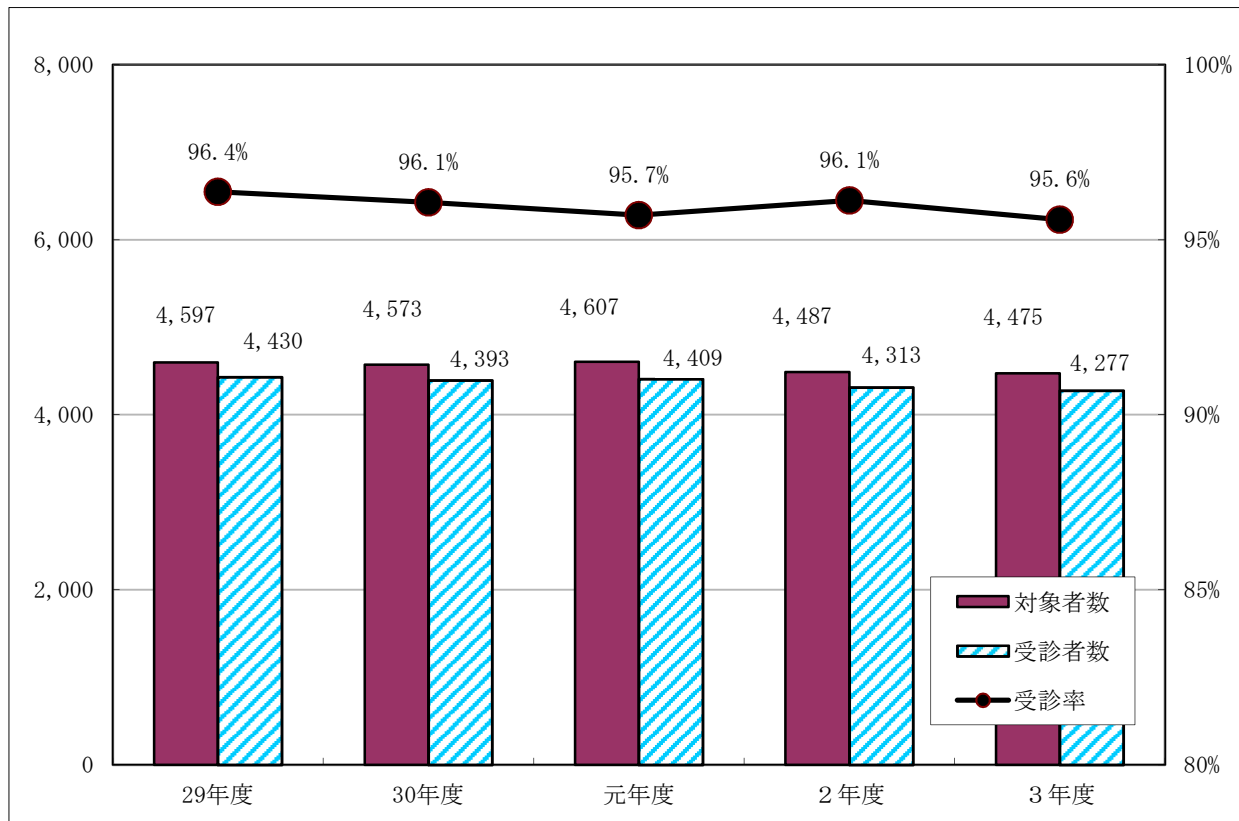
用語説明

組合費等の負担比率とは、「会員本人の掛金・会費」と「事業者(区)の負担金」の割合です。

2 健康管理

(1) 定期健康診断の状況

定期健康診断受診状況の推移



	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
対象者数	4,597	4,573	4,607	4,487	4,475
受診者数	4,430	4,393	4,409	4,313	4,277
受診率	96.4%	96.1%	95.7%	96.1%	95.6%

※人間ドック結果を提出した職員を含む。

ポイント

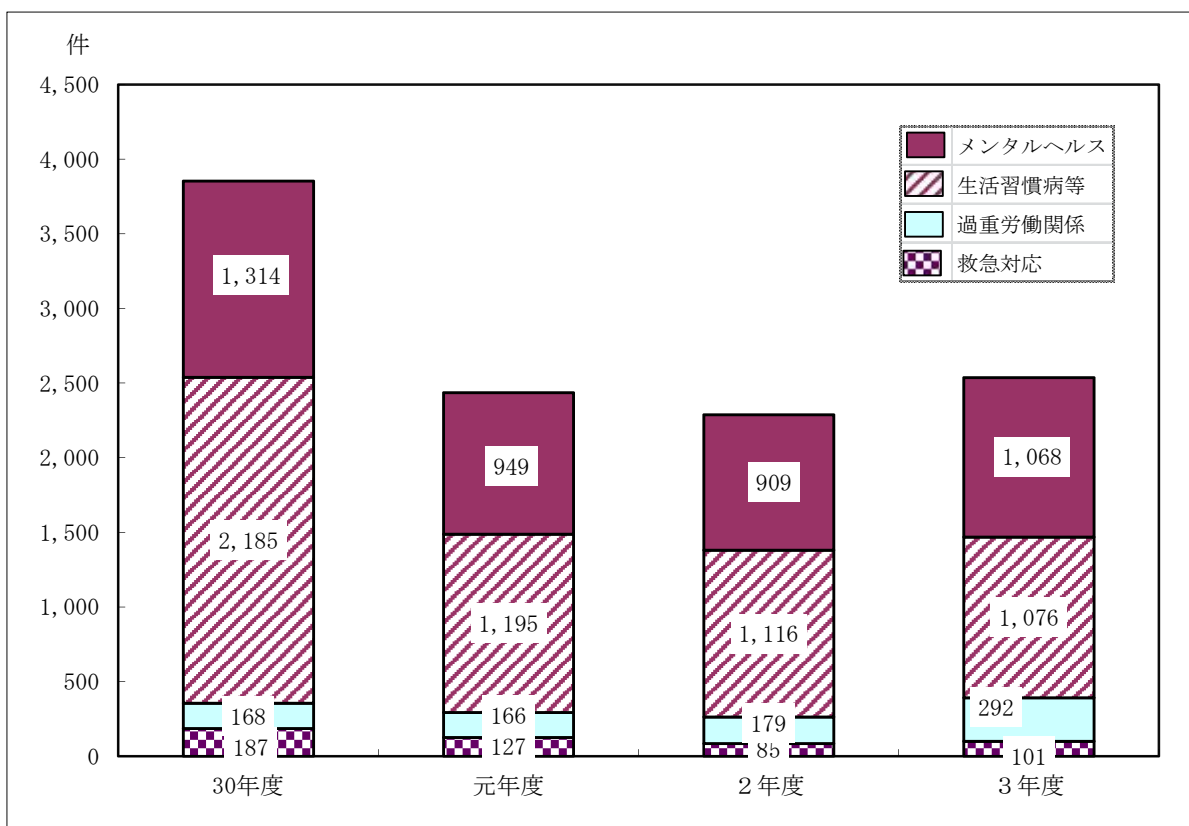
職員の健康状況を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を行うことによって、業務効率をより一層高めるため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施しています。

定期健康診断の受診率（人間ドック結果を提出した職員を含む）は、未受診者対策を継続して行い、95.6%の受診率となっています。

なお、令和2年度より対象者から行政サービス支援員を除いています。

(2) 職員健康相談の状況

産業医面接及び職員保健指導等件数の推移



	30年度	元年度	2年度	3年度
メンタルヘルス	1,314	949	909	1,068
生活習慣病等	2,185	1,195	1,116	1,076
過重労働関連	168	166	179	292
救急対応 (体調不良による 救急搬送等)	187	127	85	101
計	3,854	2,437	2,289	2,537

※相談延べ件数

ポイント

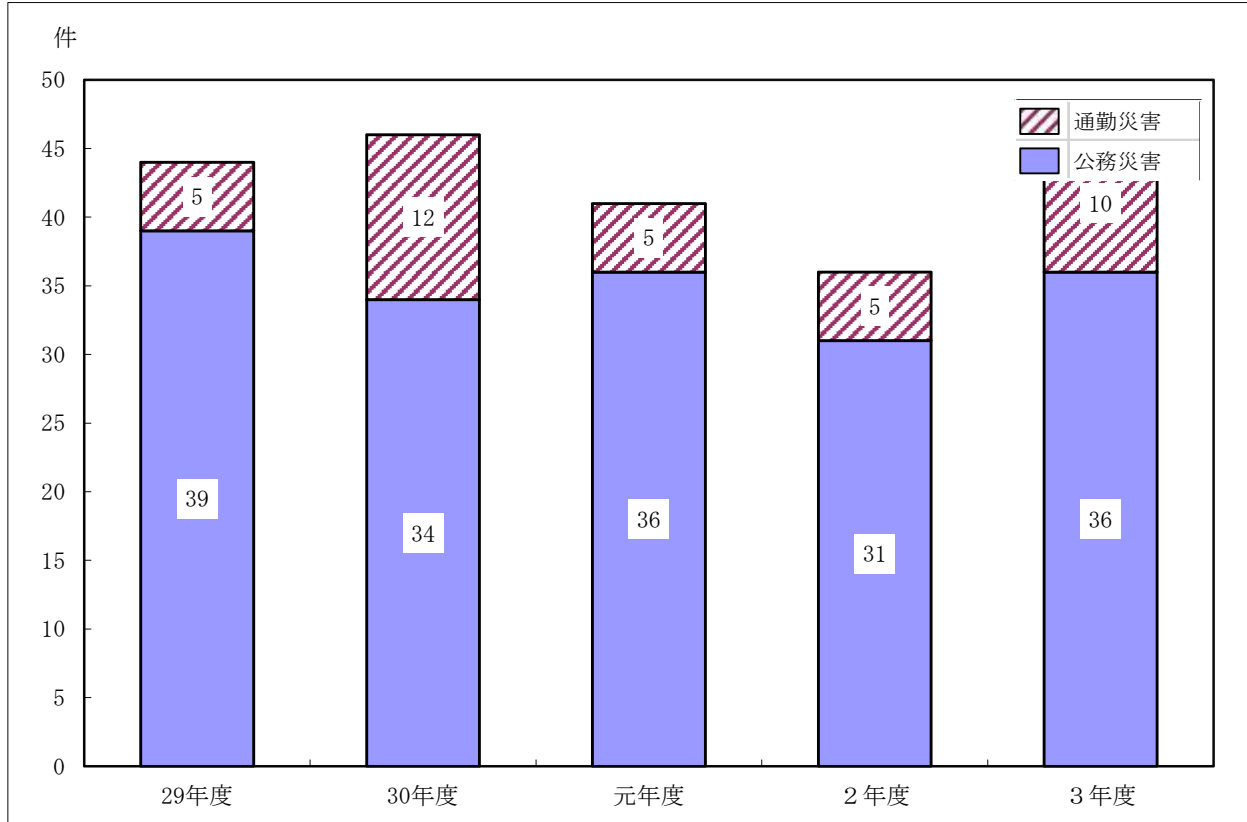
すべての職員が健康でいきいきと働き続けられるために、産業医面接や保健師による保健指導を実施しています。

健康診断後の保健指導をはじめ、メンタルヘルス対応、長時間労働者対策などの職員の健康と健全な職場づくりを支えています。

3 公務災害補償

公務災害・通勤災害の状況

公務災害・通勤災害の認定件数の推移



	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
公務災害	39	34	36	31	36
通勤災害	5	12	5	5	10
計	44	46	41	36	46

※公務災害・通勤災害認定件数

公務外認定・通勤災害非該当及び認定請求中の件数は含まない。

参考：会計年度任用職員の公務災害・労働災害の発生件数

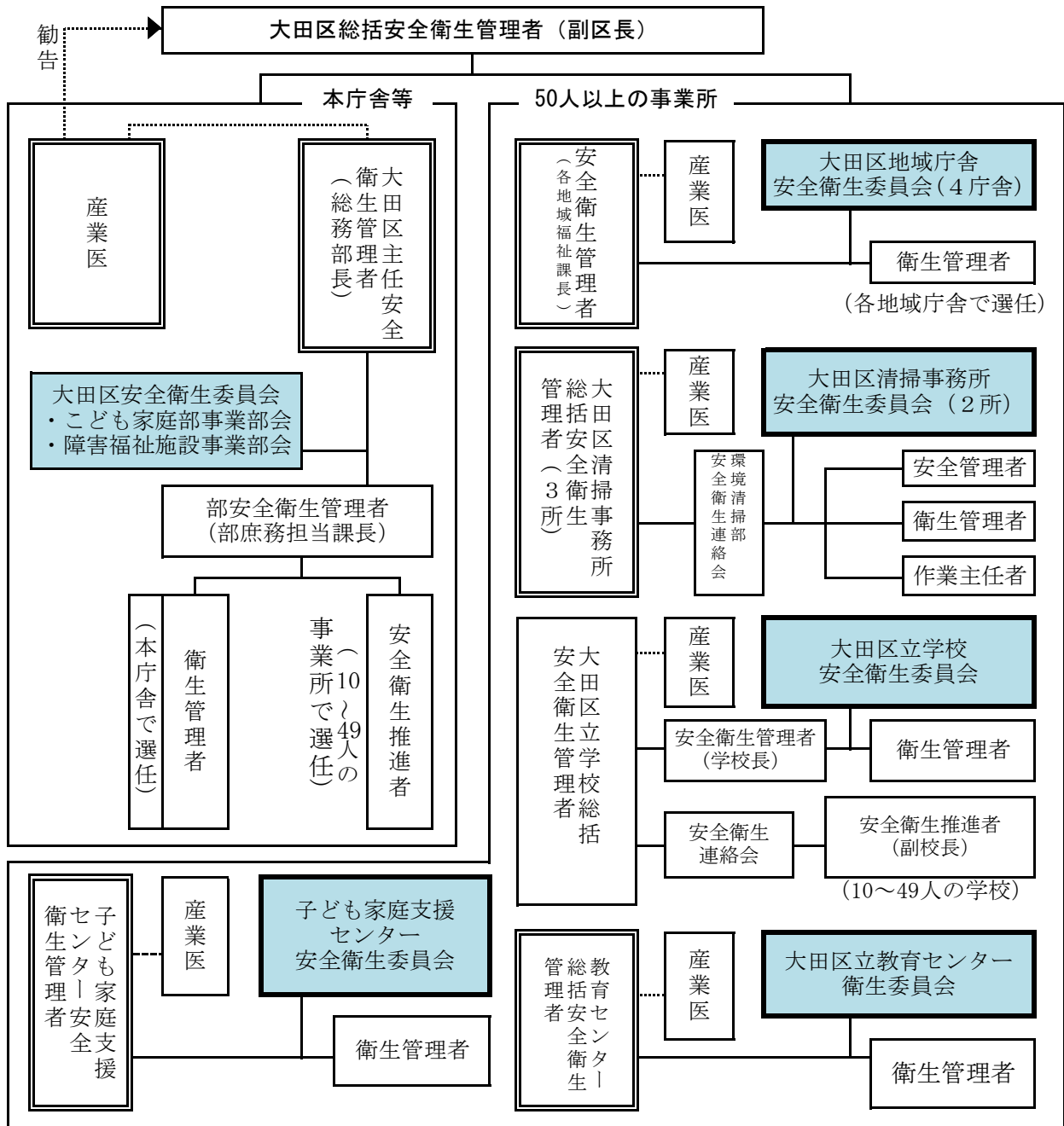
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
労働災害	8	5	12	9	13

ポイント

公務災害補償制度は、地方公務員等が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合にその災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行うことで、地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉を向上させることを目的としています。

4 安全衛生管理体制

大田区の安全衛生管理体制



ポイント

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、安全衛生管理体制を確立することにより、職場における労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成の促進に努めています。

用語説明

大田区安全衛生委員会とは、主任安全衛生管理者・部安全衛生管理者・衛生管理者・産業医・職員団体が推薦する者で組織され、職員の危険及び健康障害の防止や健康の保持増進を図るための対策、公務災害の原因及び再発防止のための対策などを調査・審議しています。

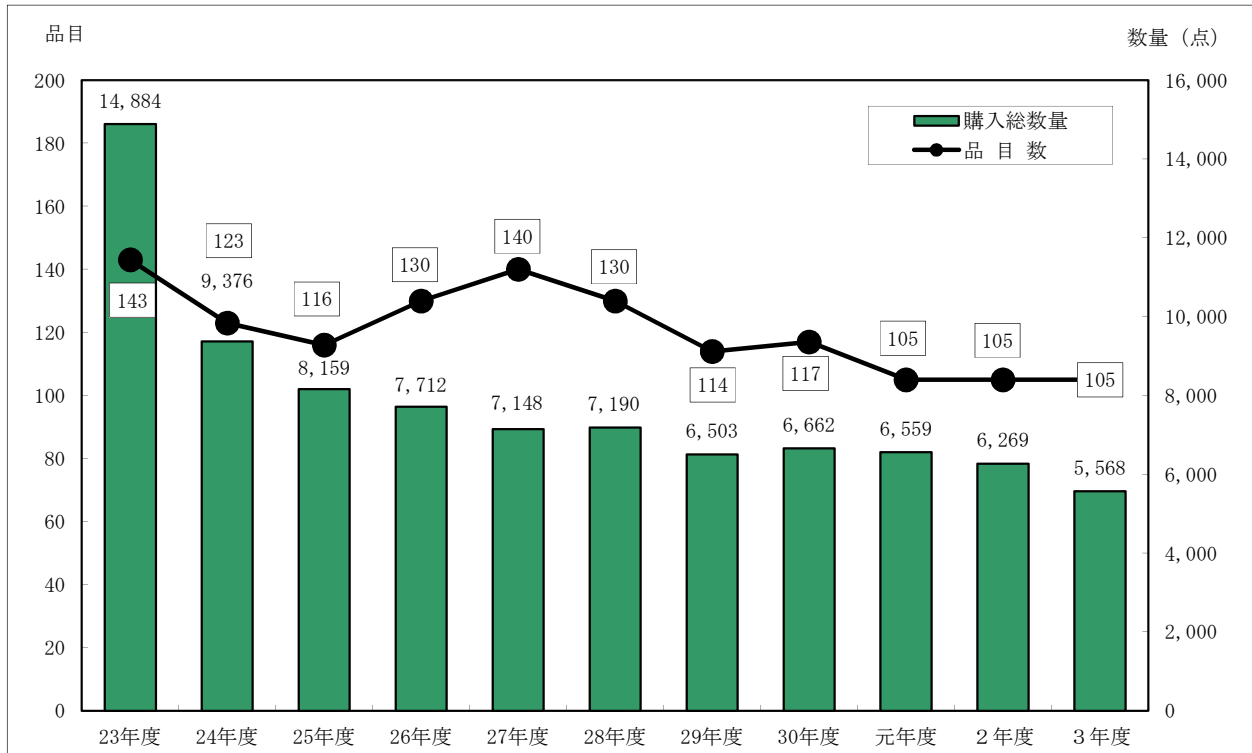
この他にも、大田区清掃事務所安全衛生委員会、大田区立学校安全衛生委員会、大田区地域庁舎安全衛生委員会、大田区立教育センター衛生委員会、子ども家庭支援センター安全衛生委員会が設置され、同様な調査・審議を行っています。

産業医とは、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康管理等を行う医師です。

5 その他

(1) 貸与被服の状況

貸与被服の品目・購入総数量の推移



	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
品目数	143	123	116	130	140	130	114	117	105	105	105
購入総数量	14,884	9,376	8,159	7,712	7,148	7,190	6,503	6,662	6,559	6,269	5,568

ポイント

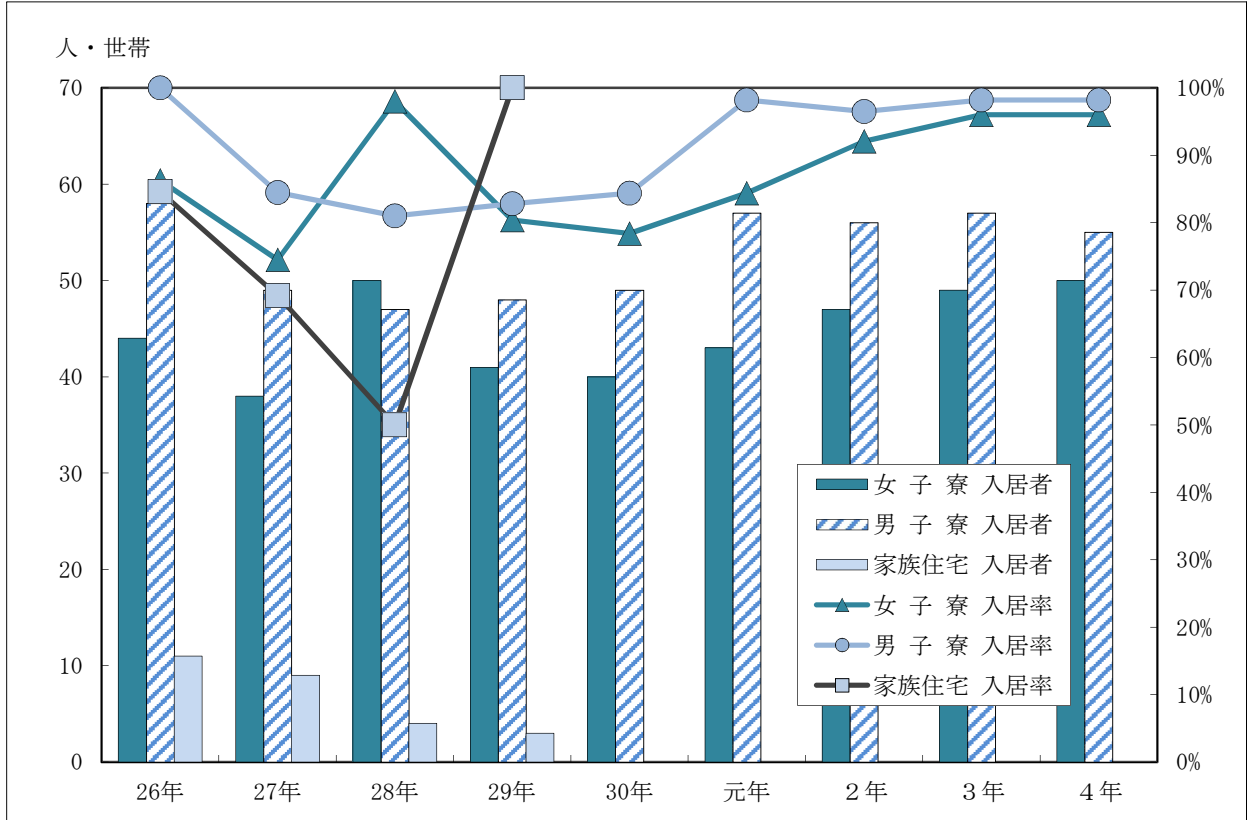
大田区被服貸与規程に基づき、職務内容に応じ、職務執行上必要な被服を期間を定めて貸与しています。

貸与期間が貸与品目により1～5年とばらつきがあるため、品目数及び購入総数量は、年により増減があります。

平成23年4月から貸与の適正化を図り、3年度は適正化実施初年度（23年度）と比較して、品目数を26.6%、購入総数量を62.6%縮減しました。

(2) 職員住宅の状況

職員住宅入居者の推移



	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
女子寮 入居者	44	38	50	41	40	43	47	49	50
男子寮 入居者	58	49	47	48	49	57	56	57	55
家族住宅 入居者	11	9	4	3					
女子寮 入居率	86.3%	74.5%	98.0%	80.4%	78.4%	84.4%	92.1%	96.0%	96.0%
男子寮 入居率	100.0%	84.5%	81.0%	82.8%	84.4%	98.2%	96.5%	98.2%	98.2%
家族住宅 入居率	84.6%	69.2%	50.0%	100.0%					

(※各年4月1日現在)

ポイント

職員住宅は、新規採用者や比較的収入の低い職員を対象に設置された福利厚生のための住宅で、安価な使用料の職員住宅を貸与することにより、安定した生活基盤を確保する目的で設置されています。

職員住宅は、現在独身寮のみで4施設の109室あります。平成30年3月に契約満了に伴い家族住宅を廃止しました。

職員住宅使用料(月額、共益費別)は、22,100~23,500円です。